国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどをご紹介します。

平成31年4月から
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が開始

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が4月1日から始まります。

出産予定日の6カ月前から提出可能ですので、町民福祉課町民生活グループまでお越しください（受付開始は4月から）。

◎対象者

「国民年金第1号被保険者」（自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など）で出産日が平成31年2月1日以降の方。

※国民年金第3号被保険者（会社員や公務員などの国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者）は、この制度の該当にはなりません。

◎保険料が免除される期間

出産日または出産予定日が属する月の前月から4カ月間（以下、「産前産後期間」）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠（双子以上の妊娠）の場合は、出産日または出産予定日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

※制度施行日が平成31年4月1日のため、制度開始前の月分については該当にはなりません。

例 平成31年2月15日が出産日の場合

	平成31年			平成30年		
	4月	3月	2月	1月	12月	11月
単胎	○ 免除	×	×	× 制度開始前		
多胎	○ 免除	×	×	×	×	× 制度開始前

例 平成31年7月15日が出産日の場合

	平成31年					
	9月	8月	7月	6月	5月	4月
単胎	○	○	○	○ 免除（4カ月）		
多胎	○	○	○	○	○	○ 免除（6カ月）

産前産後期間の免除制度についてのQ&A

Q1▽産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A1▽産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

Q2　出産後に届出することはできますか？

A2▽出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月間となります。

Q3▽保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A3▽保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

Q4▽産前産後期間の免除の申し込みを行いたいのですが、何か必要な書類はありますか？

A4▽届書を提出する場合には、母子保健手帳などをお持ちください。

平成31年度の学生納付特例制度の申請受付は4月から

学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例のメリット

病気やけがで障害が残ったときも、障害基礎年金を受け取ることができます。

また、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

◎対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学される学生の方で、本人の前年所得が「118万円＋扶養親族等の数×38万円」以下の方が対象です。

◎学生納付特例期間の年金

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること（追納）ができます。

なお、保険料の追納にあたっては申込書の提出が必要となりますので、苫小牧年金事務所にご連絡ください。

◎手続き

町民福祉課町民生活グループまたは苫小牧年金事務所に①年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、②平成31年度有効の学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書、③印鑑（本人が自署の場合は、押印不要）を持参し、手続きしてください。

平成30年度に学生納付特例承認を受けて、平成31年度も承認を受けたいとき

○平成30年度と同じ学校等に在学する方

日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書（はがき形式）」が郵送されます。

必要事項を記入し返送すると、平成31年度（平成31年4月～平成32年3月）も学生納付特例の申請手続きができます。この場合、学生証のコピーや在学証明書の添付は不要です。

○在学する学校等に変更のある方

（大学から大学院へ進む場合や、短大から4年生大学に編入する場合）

あらためて在学の事実などについて確認する必要があるため、学生証のコピーや在学証明書をお持ちになり、町民福祉課町民生活グループまたは苫小牧年金事務所で申請手続きをお願いします。

平成31年度の国民年金保険料	
月額16,410円	納付は口座振替が便利です。 また、前納すると割引がありお得です。 納付が難しい方は免除申請ができます。

相談・問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル　☎0570-003-004
受付時間　月曜～金曜日　8時30分～19時　第2土曜日　9時～17時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）　☎26-7871

日本年金機構苫小牧年金事務所　☎0144-36-6135